

公 告 第788号
平成31年 3月 1日

事 業 主
様
被 保 険 者



公 告

平成31年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬）の規定による当健康保険組合の平成30年9月30日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）及び平成31年度の標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

記

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 平成30年9月30日現在の平均標準報酬月額 | 332,681円 |
| 2. 平成31年度における標準報酬月額 | 340,000円 |
| 3. 適用期間 | 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで |

以上